

※以下の内容で改正予定であるが改正箇所は今後変更の場合あり

○ 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2261 号農林水産省農村振興局長通知）
一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第 5 事業の選定方法及び公募</p> <p>1 第 2 の 1 の事業の選定については、<u>地方農政局等（事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合にあっては農林水産省農村振興局、それ以外の都府県に所在する場合にあっては地方農政局をいう。）の本事業所管課において、申請された事業実施提案書について事業の必要性や実現性、事業完了後の持続性や自立性について審査を行い、予算の範囲内において選定するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第 6 事業の実施手続等</p> <p>1 山村活性化対策事業の実施手続</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 事業実施主体は、第 5 の 1 の事業実施提案書の選定を受けてから<u>1 ヶ月以内に</u>、交付等要綱第 6 に定める事業実施計画を地方農政局長等（事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合にあっては農村振興局長、それ以外の都府県に所在する場合にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に別紙様式第 1 号により提出するものとする。</p> <p>なお、事業実施計画は別紙様式第 2 の 1 号により策定するものとする。</p> <p>(3) ・ (4) （略）</p> <p>(5) 地方農政局長等は、(2) により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、交付等要綱、本要領等に照らして</p>	<p>第 5 事業の選定方法及び公募</p> <p>1 第 2 の 1 の事業の選定については、申請された事業実施提案書について事業の必要性や実現性、事業完了後の持続性や自立性について審査を行い、予算の範囲内において選定するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 6 事業の実施手続等</p> <p>1 山村活性化対策事業の実施手続</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 事業実施主体は、第 5 の 1 の事業実施提案書の選定を受けてから<u>2 週間以内に</u>、交付等要綱第 6 に定める事業実施計画を地方農政局長等（事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合にあっては農村振興局長、それ以外の都府県に所在する場合にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に別紙様式第 1 号により提出するものとする。</p> <p>なお、事業実施計画は別紙様式第 2 の 1 号により策定するものとする。</p> <p>(3) ・ (4) （略）</p> <p>(5) 地方農政局長等は、(2) により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、交付等要綱、本要領等に照らして</p>

改正後	現 行
<p>適当であると認める場合には、これを承認し、別紙様式第3号により、事業実施主体に<u>事業承認通知</u>を交付するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>地方農政局長</u>は、(5)により承認した事業実施計画及び(6)により承認した年度別事業実施計画について、別紙様式第5号により、これを農村振興局長に報告するものとする。</p> <p>(8) 3に定める事業実施計画の重要な変更については、(2)から(7)に準じて変更を行うものとする。この場合、(2)の規定中「第5の1の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に」とあるのは、「<u>事業実施計画を変更するときは</u>」と、(6)の規定中「<u>過年度の成果及び実績を考慮した上で、毎年度</u>」とあるのは、「<u>事業実施計画を変更するときは、過年度の成果及び実績を考慮した上で</u>」と、「3月末日までに」とあるのは、「<u>速やかに</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 商談会開催等事業の実施手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 3に定める農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更については、(1)及び(2)に準じて変更を行うものとする。この場合において、(1)の規定中「<u>第5の2の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に</u>」とあるのは、「<u>農山漁村振興推進計画及び事業実施計画を変更するときは</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 事業実施主体は、第2の1及び2の事業の実施にあつては、別</p>	<p>適当であると認める場合には、<u>事業の採択を決定し</u>、別紙様式第3号により、事業実施主体に<u>事業採択通知</u>を交付するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>地方農政局長等（農村振興局長を除く。）</u>は、(5)により採択した事業実施計画及び(6)により提出された年度別事業実施計画について、別紙様式第5号により、これを農村振興局長に報告するものとする。</p> <p>(8) 3に定める事業実施計画の重要な変更については、(2)及び(6)に準じて変更を行うものとする。この場合、(2)の規定中「第5の1の事業実施提案書の選定を受けてから2週間以内に」及び(6)の規定中「<u>3月末日までに</u>」とあるのは、「<u>事業実施計画を変更するときは</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 商談会開催等事業の実施手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 3に定める農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更については、(2)に準じて承認を行うものとする。この場合において、(1)の規定中「<u>第5の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に</u>」とあるのは、「<u>農山漁村振興推進計画及び事業実施計画を変更するときは</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後

現行

紙様式第8の1号及び2号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、農山漁村振興推進計画及び事業実施計画に添付して提出するものとする。

なお、当該チェックシートの作成にあたっては、事業実施主体の区分に該当する様式を使用することとし、次のとおりとする。

事業実施主体の区分	様式名
食品関連事業者	別紙様式第8の1号
その他民間事業者等	別紙様式第8の2号

4 (略)

5 事業の委託

(1) 事業実施主体は、他の民間団体等に事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載した上で、第2の1の事業については地方農政局長等に、第2の2の事業については農村振興局長に事業実施の承認を得るものとする。

ア・イ (略)

(2) 事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合にあつては、その選定理由を明らかにした理由書を、第2の1の事業については地方農政局長等に、第2の2事業については農村振興局長に提出するものとする。

3 (略)

4 事業の委託

(1) 事業を行う事業実施主体は、他の民間団体等に事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載した上で地方農政局長等に事業実施の承認を得るものとする。

ア・イ (略)

(2) 事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合にあつては、その選定理由を明らかにした理由書を地方農政局長等に提出するものとする。

改正後	現 行
<p>(3) (略)</p> <p>第7 助成</p> <p>交付等要綱第3の2の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成21年3月18日付け20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務に当たる業務の委託にあっては、この限りではない。この場合において、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託」は「委託」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は第2の1の事業にあっては「地方農政局長等」と、第2の2の事業にあっては「農村振興局長」と読み替えるものとする。))、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修手当とする。</p> <p>なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。</p> <p>第9 事業の評価</p> <p>1 山村活性化対策事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業の評価の報告は、(1)による場合、別紙様式第9号及び第10号、(2)による場合、別紙様式第9号及び第11号により、事業開始年度の翌年度から事業完了年度の翌年度まで、毎年度5月末までに行うものとする。</p> <p>(4) (1)又は(2)により報告を受けた地方農政局長は、事業</p>	<p>(3) (略)</p> <p>第7 助成</p> <p>交付等要綱第3の2の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成21年3月18日付け20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務に当たる業務の委託にあっては、この限りではない。この場合において、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は「地方農政局長等」と読み替えるものとする。))、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修手当とする。</p> <p>なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。</p> <p>第9 事業の評価</p> <p>1 山村活性化対策事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業の評価の報告は、(1)による場合、別紙様式第8号及び第9号、(2)による場合、別紙様式第8号及び第10号により、事業開始年度の翌年度から事業完了年度の翌年度まで、毎年度5月末までに行うものとする。</p> <p>(4) (1)又は(2)により報告を受けた地方農政局長等（農村</p>

改正後

実施主体から報告された当該評価結果を別紙様式第12号により、速やかに農村振興局長に報告するものとする。

(5) (2) の目標達成率が100%未満であった事業実施主体は、翌年度の12月末日までに別紙様式第13号に定める改善計画を地方農政局長等に提出するものとする。

(6) ~ (7) (略)

別表

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1)・(2) (略) (削る。)	(略)

現行

振興局長を除く。)は、事業実施主体から報告された当該評価結果を別紙様式第11号により、速やかに農村振興局長に報告するものとする。

(5) (2) の目標達成率が100%未満であった事業実施主体は、翌年度の12月末日までに別紙様式第12号に定める改善計画を地方農政局長等に提出するものとする。

(6) ~ (7) (略)

別表

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1)・(2) (略) (3) 対面・集合型を予定している内容について、 <u>新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、必要に応じてインターネット活用型に変更するなど、事業効果と同時に、安全性・利便性の向上に取り組むものであること。</u>	(略)

改正後

現行

別紙様式第2の1号

事業計画開始年度	年度
事業完了年度	年度

農山漁村振興交付金（山村活性化対策）
山村活性化対策事業実施計画

(略)

- 1 (略)
2. 事業実施地区の現状・課題等

(1)・(2)	(略)
(3) その他特 記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための <u>防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画と関連する場合には、国土強靱化地域計画を添付してください。</u>

3・4 (略)

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

市町村長又は地域協議会代表者名 殿

別紙様式第2の1号

事業計画開始年度	年度
事業完了年度	年度

農山漁村振興交付金（山村活性化対策）
山村活性化対策事業実施計画

(略)

- 1 (略)
2. 事業実施地区の現状・課題等

(1)・(2)	(略)
(3) その他特 記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) (新設)

3・4 (略)

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

市町村長又は地域協議会代表者名 殿

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">地方農政局長等</p> <p>〇〇年度 山村活性化対策事業実施計画に係る<u>事業承認通知</u>について</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった、山村活性化対策事業実施計画について承認したので通知する。</p> <p>ただし、事業の実施に要する経費は農山漁村振興交付金（山村活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2261号農村振興局長通知）の第7の規定に基づくものとし、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。</p> <p><u>別紙様式第8の1号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>環境負荷軽減のチェックシート(食品関連事業者)</u></p> <p>① <u>農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の1から5の取組の全ての項目を実施することが交付要件となっています（ただし、該当しない取組を除きます）。</u></p> <p>② <u>事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄に ✓ を記入してください。</u> <u>なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。</u></p>	<p style="text-align: center;">地方農政局長等</p> <p>〇〇年度 山村活性化対策事業実施計画に係る<u>事業採択通知</u>について</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった、山村活性化対策事業実施計画について採択したので通知する。</p> <p>ただし、事業の実施に要する経費は農山漁村振興交付金（山村活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2261号農村振興局長通知）の第7の規定に基づくものとし、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後		現行
1	<p>適正な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止</p> <p>◎ <u>環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討</u></p> <p>◎ <u>悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。</u></p>	<p>チェック欄</p> <p><input type="checkbox"/></p>
2	<p>エネルギーの節減</p> <p>◎ <u>施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。</u></p> <p>◎ <u>省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等）</u></p> <p>◎ <u>環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。</u></p>	<p><input type="checkbox"/></p>
3	<p>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <p>◎ <u>プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</u></p> <p>◎ <u>資源の再利用を検討する。</u></p> <p>◎ <u>食品ロスの削減に努める。</u></p>	<p><input type="checkbox"/></p>
4	<p>生物多様性への悪影響の防止</p> <p>○ <u>生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。（該当しない）</u> <input type="checkbox"/></p> <p>○ <u>水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。（該当しない）</u> <input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>

改正後		現行
<p>5</p> <p>環境関係法令の遵守</p> <p>◎ <u>みどりの食料システムを理解する。</u></p> <p>◎ <u>適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギーの節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法令を遵守する。</u></p> <p>◎ <u>環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。</u></p> <p>○ <u>機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。(該当しない) □</u></p> <p>◎ <u>正しい知識に基づく作業安全に努める。</u></p>	□	(新設)
<p>別紙様式第8の2号</p> <p>環境負荷軽減のチェックシート(その他民間事業者等)</p> <p>① <u>農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の1から5の取組の全ての項目を実施することが交付要件となっています(ただし、該当しない取組を除きます)。</u></p> <p>② <u>事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄に ✓ を記入してください。</u> <u>なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。</u></p>		

改正後		現 行
1	<p>適正な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止</p> <p>○ <u>農産物の調達を行う場合は、環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（該当しない）</u> <input type="checkbox"/></p> <p>○ <u>肥料・飼料等の製造を行う場合は、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。（該当しない）</u> <input type="checkbox"/></p>	<p>チェック欄</p> <p><input type="checkbox"/></p>
2	<p>エネルギーの節減</p> <p>◎ <u>施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。</u></p> <p>◎ <u>省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等）</u></p> <p>◎ <u>環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。</u></p>	<p><input type="checkbox"/></p>
3	<p>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <p>◎ <u>プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</u></p> <p>◎ <u>資源の再利用を検討する。</u></p> <p>○ <u>食品を取り扱う場合は、食品ロスの削減に努める。（該当しない）</u> <input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>
4	<p>生物多様性への悪影響の防止</p> <p>○ <u>生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。（該当しない）</u> <input type="checkbox"/></p> <p>○ <u>水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守す</u></p>	<p><input type="checkbox"/></p>

改正後		現 行
	る。(該当しない) <input type="checkbox"/>	
5	<p>環境関係法令の遵守</p> <p>◎ <u>みどりの食料システムを理解する。</u></p> <p>◎ <u>適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギーの節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法令を遵守する。</u></p> <p>◎ <u>環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。</u></p> <p>○ <u>機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。(該当しない) <input type="checkbox"/></u></p> <p>◎ <u>正しい知識に基づく作業安全に努める。</u></p>	<input type="checkbox"/>

附 則

- 1 この要領は、令和6年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき、令和5年度までに着手した事業については、なお従前の例による。